

申告

障害者控除対象者認定申請のお知らせ

■問い合わせ 住民課保険班 ☎78-31113(内119)

所得税の確定申告や町県民税の申告の際、申告する本人または扶養親族が身体障害者手帳などをお持ちの場合、障害者控除が受けられます。しかし、次の対象者の方で障害者控除対象者認定申請をしていただき、町長が認定した場合には、身体障害者手帳がなくても障害者控除を受けることができます。

基準日:平成25年12月31日

認定区分	認 定 基 準	
障害者	知的障害者の方	認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ b、Ⅲ aまたはⅢ bの方
	身体障害者の方	障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がB 1またはB 2の方
特別障害者	知的障害者（重度）の方	認知症高齢者の日常生活自立度がⅣまたはMの方
	身体障害者（1級、2級）の方	障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がC 1またはC 2の方

追加健診

特定健診・レントゲン検診を実施します

■問い合わせ 住民課福祉班 ☎78-31113(内116)



平成25年11月に実施しました集団健診で受診しなかった人を対象に追加健診を実施します。受診を希望する人は、**2月12日(水)までに**電話でお申し込みください。問診票は、健診1週間前に送付します。

特定健診は生活習慣病などで治療中の人も受診対象となります。自覚症状はなくても1年に1回は健診を受けましょう。

■特定健診対象者

国民健康保険に加入の40～74歳の人

■レントゲン（肺がん・結核）検診対象者

40歳以上 ※健康保険に関係ありません

■健診日時

2月23日(日) 受付午前9時～午前10時

■実施場所

改善センター

※レントゲン検診のみは、赤崎漁村センター(午前10時30分～午前11時)でも実施します。当日は直接会場にお越しください

■個人負担金

特定健診…800円

レントゲン検診40～74歳…300円(喀痰検査 900円)

レントゲン検診75歳以上 …100円(喀痰検査 300円)

建物調査

大字小津奈木地区を対象に建物調査を実施します

■問い合わせ 住民課税務班 ☎78-31113(内123)

2月3日(月)から3月20日(木)にかけて、大字小津奈木地区を対象に家屋台帳に登録されていないと思われる建物について、所有者情報や建物の種類構造を正確に把握するため『建物調査』を行います。調査員は、町が委託している業者が行います。皆様のご協力をお願いします。

※調査員は身分証を携帯し腕章・名札を着用しています。※調査で敷地内に入る場合がありますが、建物の中に入ることは絶対にありません。



申告相談

住民税・国民健康保険税の申告相談が実施されます！

■問い合わせ 住民課税務班 ☎78-31113(内121)

住民課税務班では平成25年分の所得申告相談を右表の日程で実施します。印かん、各種証明書、領収書、売上げ・仕入れ台帳など必要書類をお持ちください。

●申告期限は3月17日(月)です。申告は決められた巡回相談日に行ってください。●申告書はすべての人に提出していただく必要があります。

※収入がない人や所得税の確定申告をする人、給与所得のみの人（事業所から給与支払報告書が役場へ提出されている人）は、申告書に氏名、電話番号、所得のなかった人に関する事項などを記入し、押印のうえ、巡回申告会場または住民課税務班へ提出してください。※今回の申告では、土日申告(15・16日)を行います。仕事などで平日に来られない方はぜひご利用ください。

巡回日	場 所	対象地区	時 間
2月17日(月)	浜公民館	町中・新川・古川	午前9時～午後3時
18日(火)	福浦公民館	福浦	
19日(水)	大泊公民館	大泊	
20日(木)	平国コミュニ ティーセンター	平国上・辻	
21日(金)		平国下	
24日(月)	改善センター(和室)	浜崎・桜戸・丸岡	
25日(火)	文化センター(会議室)	竹中	
26日(水)		染竹	
27日(木)	中尾公民館	中尾	
28日(金)	古中尾公民館	古中尾	
3月3日(月)	倉谷公民館	倉谷	
4日(火)	上下門公民館	上下門・川内	
5日(水)	内野公民館	内野	
6日(木)	赤崎漁村センター	日当	
7日(金)		日添	
10日(月)	小津奈木公民館	小津奈木	
11日(火) ～14日(金)	津奈木町役場	全地区	午前9時～午後4時
15日(土)	改善センター(和室)		午前9時～午後3時
16日(日)			午前9時～午後4時
17日(月)	津奈木町役場		

賃金

熊本県最低賃金が時間額664円に改正されました

■問い合わせ 熊本労働局労働基準部賃金室班 ☎096-355-3202

時間額664円(平成25年10月30日から) 熊本県のこれまでの最低賃金653円から11円アップしました。この最低賃金は県内全ての事業所、労働者に適用されます。



■最低賃金ワン・ストップ無料相談のご案内

最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げに取り組む中小企業の支援として、経営面と労働面の相談をワンストップで対応できる無料相談窓口を設置しました。

■中小企業を応援する業務改善助成金

事業場内の最も低い時間給を4年以内に計画的に800円以上に引き上げる中小企業に対して賃金引上げに資する業務改善を支援します。就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修などの実施に係る経費の2分の1（下限5万円、上限100万円）を助成します。

保育

保育所入所児童の保護者面接について

■問い合わせ 住民課福祉班 ☎78-31113(内116)

平成26年度保育所入所児童の保護者を対象に面接を行います。給与所得者の方で、保育所入所申込書に添付する「平成25年分源泉徴収票」を提出されていない保護者の方は、必ずご持参いただき、確定申告を行った方は面接時に担当までお知らせください。保育料の決定方法などの説明を行いますので必ずご参加ください。

■日 時

2月17日(月)～19日(水) 午前9時～午後4時まで

■場 所

役場1階小会議室

